

日本学生支援機構 給付型奨学金について

1. 制度の趣旨

優れた学生であって経済的理由により進学（進級）が極めて困難な者に対して、返還不要の奨学金を給付することにより、進学（進級）を後押しすることを目的とするものです。

2. 対象者

平成30年度以降に第4学年に進級する3年生

3. 給付月額

- ・自宅通学：2万円
- ・自宅外通学：3万円

※授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額されます。
(自宅通学：2万円→0円、自宅外通学：3万円→2万円)

4. 推薦基準

次の基準を満たす必要があります。

各学校で推薦できる人数が定められています。

(本校における平成30年度進級者の推薦人数は1名)

- ・家計：家計支持者が住民税（所得税）非課税であること。
(生活保護受給世帯、児童養護施設等に入所している人も対象)
- ・学力・資質：日本学生支援機構が提示するガイドラインに基づき、各学校において基準を定めます。(本校における基準は別紙のとおり)

5. 申込方法

在学する学校を通じて申し込みます。

上記の推薦基準により本校において選考を行い、選考された方に申請書類をお渡しします。

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

(平成29年6月14日 運営会議承認)

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下のすべてに該当すること。

- ① 選考の時期前年の10月から6ヶ月以内に懲戒処分（停学）を受けていない者。
- ② 学生主事の判断により「良」とされた者。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること。

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について

以下のいずれかに該当すること。

- ① 2年次までの評定平均値が、4.3以上（小数点第3位四捨五入）であること。

$$\text{評定平均値} = \frac{\text{優の修得科目数} \times 5 + \text{良の修得科目数} \times 4 + \text{可の修得科目数} \times 3}{\text{総修得科目数}}$$

- ② 次のア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ2年次までの評定平均値が、3.5以上（小数点第3位四捨五入）であること。

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果が認められる。

イ：学生会等の役員等を経験し、具体的な成果が認められる。

ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果が認められる。

- ③ 社会的養護を必要とする学生であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、4年次に進級後特に優れた学習成績を収める見込みがある者。

※ 社会的養護を必要とする学生とは、申込時に児童福祉法上の措置として児童養護施設等に入所等している学生をいう。

(4) 家計について

日本学生支援機構が定める推薦者の選考対象であること。

(5) 推薦について

人物、健康、学力・資質、家計のすべてが基準に合致する者を推薦することとし、学生委員会において、以下の順に推薦順位を決めるものとする。ただし、(3)の③に該当する学生がいる場合は、推薦順位に関わらず、推薦することができるものとする。

- ① 2年次までの評定平均値が高い者
- ② ①で同じ順位の場合、2年次の成績が、本人の属する学級内において優秀な者
- ③ ②で同じ順位の場合、2年次の平均点が高い者
- ④ ③で同じ平均点の場合、1年次の成績が、本人の属する学級内において優秀な者
- ⑤ ④で同じ順位の場合、1年次の平均点が高い者
- ⑥ ⑤で同じ平均点の場合、総合的に勘案して推薦順位を決める